

# 定員制企画

4 食知財第 38 号  
令和 4 年 10 月吉日

会員各位

会長 佐藤 達也

## 令和 4 年度第 3 回講演会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回は、Banner Witcoff 米国法律事務所の Mercedes Meyer 先生と、阿部・井窪・片山法律事務所の潮太郎先生を講師にお迎えし、「日米審査実務の違い～脂質含有組成物事件を題材に」と題して、ご講演いただく予定です。  
ご講演内容は次の通りです。

日本と米国ではクレーム解釈や各法律の適用の違いから、同じ明細書、同じクレームで審査をしても、しばしば異なる条文が適用され、異なる拒絶理由が届きます。今回は主に、明確性と特許適格性、進歩性の判断の適用方法において特徴的に異なる結果となった事例を参照しながら、その違いにスポットを当てます。

題材となる脂質含有組成物事件（R2(行ケ)10044 号等）は、様々なパラメータの「指標としての使用」という新しい用語をクレームに導入し、日米の審査及び裁判により、全く異なる判断によりながら、結果としてほぼ同じクレームで登録となった事例です。特に日本では、対象に投与される物として進歩性が認められたのに対し、米国では物には進歩性がないことが親出願で確定した後、「指標として使用する」という部分において進歩性が認められ登録となり、そのクレーム解釈と共に興味を持たれる事例です。

日米のそれぞれの専門家から、各事件の手続きについてご解説をいただき、その違いが生じる背景や、あるべき明細書の姿についてもご解説いただく予定です。

尚、今回はコロナの感染防止対策の観点から、会場では 30 名限定の定員制とし、併せて会場より Zoom の生配信により、ご講演いただきます。日本弁理士会の継続研修としての認定は、会場で聴講された方に限定させていただきますのでご注意ください。

敬具

■日時

令和4年10月20日（木）14時30分～16時30分

■会場

友愛会館（9階 901）及びZoom配信

■講師

Banner Witcoff 米国法律事務所 Mercedes Meyer 米国弁護士  
阿部・井窪・片山法律事務所 潮 太郎 日本弁理士

■受講料（1名につき）

会員・協賛協会会員 5,000円（消費税込み）  
一般 7,000円（消費税込み）

■申込方法

添付の申込書（Excelファイル）にご記入の上、メールにてお申し込み下さい。

×切後に請求書をお送り致します。

■申込締切日

令和4年10月17日（月）※申し込み日数が短くなり申し訳ありません。

■懇親会について

終了後懇親会を予定しております。お時間のある方はご参加下さい。

こちらもコロナの感染防止対策の観点から最大20名程度と致します。

17時頃より1時間半程度、参加費 6,000円

参加ご希望の方は、申込書に合わせてメール等でお申し込み下さい。

ご参加の場合、参加費と合わせた請求書をお送りいたします。

---

J A F B I C

一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター

〒105-0014

東京都港区芝 2-5-24 芝MARビル4階

TEL : 03-3769-5221 FAX : 03-3769-5307

講演会専用メールアドレス : <mailto:seminar-c@jafbic.jp>

---

※友愛会館ご案内

〒105-0014 東京都港区芝2丁目20-12 9F (901号室)

03-3453-5381

